

令和5年度後期分授業料免除の申請について

持続性社会創生科学／工学／共同獣医学研究科

令和5年度後期分授業料免除（大学院生）の申請を以下のとおり受け付けますので、申請希望者は内容をよく確認して手続きしてください。

※授業料免除は、前期に申請をした場合も後期の申請が必要です。

※指定期間内に、各手続きを行わない者の申請は受け付けません。

鳥取大学 授業料免除 HP ※掲載されている申請のしおりを必ず読み、各自申請書類をダウンロードしてください。



トップページ → 教育・学生生活 →

授業料免除・入学料免除等（大学院生）

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/exemption-gra/>



1. 対象者

- （1）経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - （2）令和5年4月以降において、本人の学資を主として負担している者（学資負担者）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- ※特別な理由（病気や留学など）なく修業年限を超えている場合や前年度と同一学年にとどまっている場合は出願できません。特別な理由がある場合については、通常の申請書のほかに「副申書」が必要です。大学窓口で申し出て「副申書」等を入手し、条件を確認してください。

2. 手続方法

Web 申請期間 (申請書類 提出日時 の予約)	8月4日（金） ～ 9月8日（金）	学務支援システムにログインして、画面の指示に従い「授業料免除の申請」及び「申請書類提出日の予約」をしてください。 学務支援システムの操作方法是、HPに掲載しています。 トップページ → 教育・学生生活 → 授業料免除・入学料免除等（大学院生） https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/exemption-gra/application/  ※やむを得ず指定の提出日に書類を提出できない者は、9月8日までに学生生活課奨学係に申し出てください。
--------------------------------------	---------------------------------------	---

以下（A）、（B）の申請方法により、提出日・提出場所等が異なります。

（A） 通常の申請	提出日： 9月14日（木） 15日（金） 提出場所： 学生生活課奨学係窓口	対象者：前期に免除申請をしていない大学院在学生、私費外国人留学生 予約した日時に申請書類を提出してください。 (申請書類の提出がない場合は、申請を辞退したものととして取り扱います。)
（B） 継続申請	提出期限： 9月8日（金） 提出場所： 学生生活課奨学係窓口	対象者：前期に免除申請をした大学院在学生 学務支援システムで申請をしたうえで、継続申請申出書等を提出してください。 ※前期から変更がある場合、長期療養者がいる場合は、変更点等を証明する書類を添付してください。